三　特別搬送式デジタル伝送装置
(1)　第一号の(1)から(3)まで並びに前号の(2)及び(3)に掲げる事項
(2)　高周波電流の送信に関する機能
(3)　次に掲げる事項の設計値及び測定値
(一)　第一号の(6)の(二)及び(三)並びに前号の(4)の(二)に掲げる事項
(二)　最大送信時間
四　広帯域電力線搬送通信設備
(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
(2)　次に掲げる事項の設計値及び測定値
(一)　第二号の(4)の(二)に掲げる事項
(二)　伝導妨害波の電流及び電圧
(三)　放射妨害波の電界強度
(3)　屋内広帯域電力線搬送通信設備にあつては、その旨
五　誘導式読み書き通信設備
(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
(2)　電波の強度に対する安全施設の状況
(3)　次に掲げる事項の設計値及び測定値
(一)　第一号の(6)の(一)及び(二)に掲げる事項
(二)　高調波及び低調波による高周波出力

第四十六条第一項第六号の(3)中「発信」を「発振」に改める。

第四十六条の二第一項第一号から第五号までを次のように改める。

一　搬送式インターホン
(1)　単一通信路であること。
(2)　伝送の型式が電話（連絡設定を確保するための信号を含む。）であること。
(3)　搬送波出力の定格値が五〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。
(4)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
(5)　設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度が搬送波出力より四〇デシベル以上低いこと。
(6)　設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。
(一)　一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数において毎メートル三〇〇マイクロボルト
(二)　五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト
(三)　(一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト
(7)　その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

二　一般搬送式デジタル伝送装置
(1)　搬送波出力は、次のとおりであること。
(一)　搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、一〇kHz幅の搬送波出力の定格値が一〇ミリワット以下（拡散範囲が一〇kHzから二〇〇kHzまでのものは、三〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における一〇kHz幅の搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。
(二)　スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。
(2)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
(3)　設備の出力端子におけるスプリアス発射の強度は、次のとおりであること。
(一)　搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、スプリアス発射の強度が搬送波出力より四三デシベル以上低いこと。
(二)　(一)に規定する搬送波の変調方式以外の変調方式のものは、その設備の出力端子に誘起する高周波電圧（総務大臣が別に告示する測定器によつて測定したものに限る。）が、次に掲げる値以下であること。
ア　四五〇kHzを超え五MHz以下の周波数において五六デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
イ　五MHzを超え三〇MHz以下の周波数において六〇デシベル（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
(4)　設備からの漏えい電界強度が当該設備から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。
(一)　一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト（搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調のものは、三〇〇マイクロボルト）
(二)　五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト
(三)　(一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数において毎メートル一〇〇マイクロボルト
(5)　前号の(7)に掲げる条件

三　特別搬送式デジタル伝送装置
(1)　搬送波出力は、次のとおりであること。
(一)　前号の(1)の(一)に掲げる条件
(二)　スペクトル拡散方式以外の変調方式のものは、搬送波出力の定格値が一〇〇ミリワット以下（搬送波の周波数が一一五kHz又は一三二kHzであり、搬送波の変調方式が位相変調のものは、三五〇ミリワット以下）であり、かつ、動作状態における搬送波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。
(2)　最大送信時間が〇・七秒以下であること。
(3)　次に掲げる高周波電流の送信に関する機能を備えていること。
(一)　送信を行う場合は、二五ミリ秒の間に高周波電流を受信しなかつたことを確認した後に行うこと。ただし、応答信号を送信する場合又は自動再送信（応答がない相手に対し、引き続いて繰り返し自動的に行う送信をいう。以下同じ。）を行う場合は、この限りでない。
(二)　自動再送信を行う場合にあつては、その回数は七回以内であること。
(4)　第一号の(7)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件